

令和2年10月2日

お客さま各位

「カードローンぐったいむの契約解除に関するお知らせ」

平素は東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間、「カードローンぐったいむ」のご利用がないお客さまにつきまして、カードローン契約規定第12条第6項の条項に基づき、順次、カードローンの契約解除手続きを進めさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、対象となるお客さまあてに、「カードローンぐったいむの契約解除に関するご案内」（ダイレクトメール）を下記のとおり発送いたします。

お客さまには大変お手数をおかけしますが、何卒ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

発送日	令和2年10月6日
ダイレクトメール 発送条件	令和2年8月31日を基準日として、3年以上カードローンのご利用がないお客さまに発送します。
対象カードローン	商品名：カードローンぐったいむ
当座貸越契約(カードローン)の解除となる条件	令和2年11月6日(金)までに取引店舗に当座貸越契約(カードローン)の継続を希望する連絡をいただけない場合は契約の解除についてご了解いただいたものとしてご契約を解除させていただきます。 なお、申出期限(令和2年11月6日)経過後は契約を継続できかねますのでご了解ください。
当座貸越契約(カードローン)が解除となる日	令和2年11月20日(金)

以上